

藤岡市官製談合再発防止検討委員会

報 告 書

令和7年10月

目次

1. 藤岡市官製談合再発防止検討委員会設置の経緯	・ ・ ・ 1
2. 委員会の概要	・ ・ ・ 2
(1) 委員会設置要綱の概要	・ ・ ・ 2
(2) 構成委員	・ ・ ・ 3
(3) アドバイザー	・ ・ ・ 3
(4) スケジュール	・ ・ ・ 4
3. 事件の概要	・ ・ ・ 5
(1) 事件の概要	・ ・ ・ 5
(2) 工事概要	・ ・ ・ 5
(3) 事件発生からの経緯	・ ・ ・ 6
4. 事件の原因分析	・ ・ ・ 7
(1) 裁判内容の整理	・ ・ ・ 7
(2) 事件の原因分析	・ ・ ・ 10
5. 入札契約制度における課題	・ ・ ・ 14
(1) 最低制限価格の公表時期について	・ ・ ・ 14
(2) 指名停止期間について	・ ・ ・ 15
6. 再発防止策	・ ・ ・ 15
(1) コンプライアンス研修の充実	・ ・ ・ 15
(2) 官製談合情報の通報先周知徹底	・ ・ ・ 16
(3) 最低制限価格の事前公表	・ ・ ・ 17
(4) 指名停止措置要領の厳罰化	・ ・ ・ 18
(5) 再発防止策のまとめ	・ ・ ・ 19
7. 委員会意見	・ ・ ・ 20

1. 藤岡市官製談合再発防止検討委員会設置の経緯

令和7年5月13日、本市副市長 塚本英夫（以下「元副市長」）と多野産業株式会社代表取締役 小坂裕一郎（以下「元代表取締役」）が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪で逮捕された。

本件は、藤岡市民の市政に対する信頼を大きく失墜させてしまった重大事案であり、市政運営は市民の理解、協力なしには成り立たぬものであるから、その信頼回復は急務である。また、公共事業は市民生活の質の向上に欠かせないものであり、入札契約事務は公正かつ厳格に遂行することが求められている中で、本市行政の幹部職員がその職責を果たすことが出来なかったことに対し、市民からの怒りや落胆は大きいものがある。

このような事件を二度と起こさぬよう、市組織の内部だけでなく、外部有識者の協力を得ながら現行の入札契約制度及び職員倫理等についての問題点を洗い出し、早急に再発防止策の検討を行う「藤岡市官製談合再発防止検討委員会」（以下「本委員会」）を令和7年6月2日に設置した。



第1回委員会（藤岡市役所中庁舎3階大会議室）

2. 委員会の概要

(1) 委員会設置要綱の概要

① 設置

本市において発生した入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年7月31日法律第101号）に違反する事件（以下「官製談合事件」という。）が発生したことを受け、入札及び契約制度について客観的な検証を行うとともに、官製談合事件の再発防止を図るため、本委員会を設置する。

② 所掌事務

- (1) 官製談合事件の原因を分析すること。
- (2) 入札及び契約制度の検証と課題等の抽出に関すること。
- (3) 入札及び契約事務に従事する職員に対する倫理意識向上を目的とした教育に関すること。
- (4) 違反行為の再発防止策に関すること。

・本委員会は、(1)～(4)の事務の実施結果を市長に報告するものとする。

③ 組織

委員は、市長が委嘱する。

本委員会は、入札及び契約制度に関する専門的な助言を行うアドバイザーを置くことができる。

アドバイザーは、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者

(2) その他市長が必要と認める者

④ 本委員会の中立性

本委員会は、中立公正な立場から、当該事件の原因を分析し、再発防止策を提案するものであり、当該事件に係る関係者の責任の有無を確定し、これを追求することを目的とするものではない。

(2) 構成委員

役 職	所 属	氏 名
委員長	藤岡市総務部長	村木 道生
副委員長	藤岡市企画部長	福井 保次郎
委員	藤岡市経済部長	横田 道明
委員	藤岡市都市建設部長	小林 直樹
委員	藤岡市上下水道部長	町田 幸二

(3) アドバイザー

役 職	所 属	氏 名
(外部) アドバイザー	石原・関・猿谷法律事務所弁護士	関 夕三郎
(外部) アドバイザー	高崎経済大学副学長	佐藤 公俊
(外部) アドバイザー	群馬県藤岡土木事務所長	高柳 政和

(4) スケジュール

令和7年 6月24日	第1回委員会開催
	議題1：本委員会について 議題2：事件の経緯について 議題3：最低制限価格の事前公表について
	↓
7月24日	第2回委員会開催
	議題1：第1回委員会説明の補足及び資料の修正報告 議題2：官製談合事件の原因分析について 議題3：指名停止措置要領の厳罰化について 議題4：再発防止対策について
	↓
8月25日	第3回委員会開催
	議題1：第2回委員会資料の修正報告及び検討資料まとめ 議題2：再発防止検討委員会報告書(案)について
	↓
9月16日	初 公 判 小坂被告審議
	↓
9月19日	第 2 回 公 判 塚本被告審議
	↓
10月 7日	小坂被告 判 決
	↓
10月10日	塚本被告 判 決
	↓
10月23日	第4回委員会開催
	議題1：再発防止検討委員会報告書について
	↓
10月24日	再発防止検討委員会市長報告
	↓
	議 員 説 明 会
	↓
	制度改正を伴う再発防止策の実施

3. 事件の概要

(1) 事件の概要

令和6年7月に執行した工事入札に関し、元副市長が元代表取締役（落札者）に事後公表としている最低制限価格を事前に教えるなどし、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の罪で逮捕・起訴された。

(2) 工事概要

工 事 名：平井小学校体育館大規模改修建築工事

工 事 場 所：藤岡市緑埜388番地

工 事 内 容：体育館内部の天井・壁・床の補修や外壁の劣化部（クラックなどを補修し、外壁の塗替えや屋根耐震化工事及び和式トイレを洋式トイレの間取りに改修するもの

工 期：令和6年7月5日から令和6年12月27日まで 176日間

発 注 者：藤岡市教育委員会 教育総務課

受 注 者：多野産業株式会社

発 注 方 式：条件付き一般競争入札

予 定 価 格：77,560,000円

最低制限価格：68,561,000円

落 札 価 格：68,561,000円 ※価格は全て税抜



工事完成後写真



(3) 事件発生からの経緯

月 日	事 項
令和7年 5月13日	17:00頃 元副市長と元代表取締役 逮捕の報道 19:30頃 市長記者会見 22:15頃 藤岡市役所家宅搜索
5月16日	藤岡市工事等請負業者選定委員会開催 ・多野産業株式会社指名停止措置の決定 第1回再発防止検討委員会の設置準備会議開催
5月19日	多野産業株式会社指名停止措置をホームページにて公表 ・指名停止期間24カ月 第2回再発防止検討委員会の設置準備会議開催
5月21日	第3回再発防止検討委員会の設置準備会議開催 市長より全職員へ網紀保持について通達
5月22日	顧問弁護士へ再発防止検討委員会設置に関する相談
5月23日	令和7年第2回藤岡市議会臨時会において、市長が再発防止検討委員会の設置と市長給料の減給を表明
5月26日	官製談合事件に係る今後の対応方針について記者会見
6月2日	藤岡市官製談合再発防止検討委員会設置要綱を施行
6月3日	前橋地検が元副市長及び元代表取締役を起訴
6月6日	元副市長解職
6月24日	第1回藤岡市官製談合再発防止検討委員会開催
7月24日	第2回藤岡市官製談合再発防止検討委員会開催
8月22日	公正取引委員会によるコンプライアンス研修の実施 ・参加職員95名（課長級及び係長級）
8月25日	第3回藤岡市官製談合再発防止検討委員会開催
9月16日	初公判 小坂被告審議
9月19日	第2回公判 塚本被告審議
10月7日	小坂被告判決
10月10日	塚本被告判決
10月23日	第4回藤岡市官製談合再発防止検討委員会開催
10月24日	委員会検討結果をまとめた報告書を作成、市長へ報告

4. 事件の原因分析

(1) 裁判内容の整理

①公判より確認した内容

元代表取締役の供述

- ・元副市長とは元副市長が企画課長の時、まちづくり関連の事業などで行政上の関わりがあり、令和元年に親しくなった。
- ・前々副市長の時から、副市長と市内の3つの団体のトップの4人で定期的に食事会を行っており、元副市長の時も続けていた。
- ・平井小学校は多野産業が建築した建物だったが、平成8年頃に建て替えの発注が出た時に指名を外された。その話を祖父からずっと聞かされていたため、思い入れのある案件でどうしても受注したかった。
- ・元副市長へ「元々うちが建てた物件だからどうしてもとりたいので最低制限価格を教えてください」と聞いた。
- ・本案件に思い入れがあり、意地でも受注したかった。
- ・藤岡総合病院跡地利用検討時や新火葬場建設検討時は元副市長が大変そうで市民、団体との間に入って調整をした。

元副市長の供述

- ・元代表取締役は、商工会議所会頭として行政に関わりのある役職に就くことが多く、市役所に出入りする機会も多かった。
- ・元代表取締役は藤岡市の経済界を代表する人で色々なところに顔がきく人。行政にも協力的だった。
- ・企画課長をしていた時に元代表取締役は、藤岡総合病院跡地利用検討委員会の副委員長であり、多くの市民が参加する会議だったが取り纏めをしてくれた。
- ・元代表取締役と地域の役職などの人3人を交えて、4人で情報交換の食事会を3か月に1回程度行っていた。
- ・元代表取締役とは職員時代から付き合いがあり、年齢が一回り以上上だったことから相手をたてる付き合い方をした。副市長になってからもその接し方が続いた。
- ・元代表取締役に今回の工事は是非とりたいから最低制限価格を教えてくださいと

頼まれ、電話で伝えた。

・最低制限価格を教えることは違法なことだと分かっていたが、元代表取締役にはお世話になっており、仕事について色々と協力をしてもらい助かっていたので教えてしまった。

・本工事の最低制限価格を知るためにこの案件だけでは怪しまれると思い契約検査課長に色々な案件をもってきてほしいと指示した。課長を巻き込んではいけないと思った。※下記参照

・元代表取締役にはイベントや委員会で協力してもらい、自分にも大変だろうと体調を気遣うなど声をかけてくれた。

・違法だと認識していたが恩があり教えてしまった。

・こんなに大きいことになると思っていなかった。

・法令を守って仕事をしているつもりでいたが、浅はかではあるが商工会議所会頭でお世話になっており、力になりたい気持ちが勝ってしまった。最低制限価格を結果的に教えてしまった。

・断ることもできたのだろうが、冷静な判断ができなかった。

・元代表取締役の価格の聞き出し方に強要や恫喝はなかったが、なんとか力になってもらえないかという感じだった。

※契約検査課長は、令和6年6月下旬頃に、秘書課より副市長室に来るよう内線電話があり、副市長室へ行ったところ工種の違う複数の案件について最低制限価格の算出方法、算出額を教えてほしいと指示されたことから、自席に戻り資料を準備。

元副市長とは、直前にも最低制限価格の算出方法や積算ソフトなどについて話題にしていたこともあり、勉強、調査のためかと思うとともに、算出方法、算出額は元副市長が業務上知り得る範囲の情報であるため、違和感なく通常業務の一環として説明。

職員として、以前より副市長からの職務命令であれば直ちに対応してきており、これまでと同様に対応した。また、副市長は我々職員の事務を監督する上司であるため、日頃より指導等も受けており、副市長であれば問題ないと考えた。

②判決要旨

元代表取締役

懲役1年6月。3年間執行猶予。

量刑の理由として、本件の入札は予定価格7000万円を超える大規模工事であり、入札の公正を妨害したことにより酌量の余地はない。その一方、事実を認め、会社社長を辞任するなど社会的責任はとっており、前科がないこと等を考慮し、執行猶予とする。

元副市長

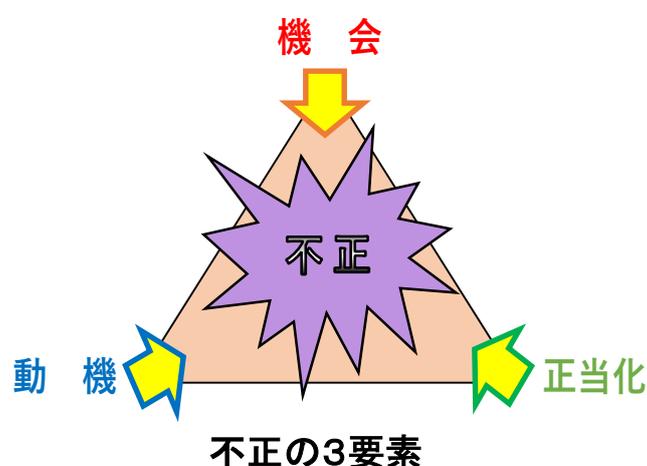
懲役1年6月。3年間執行猶予。

量刑の理由として、本件の入札は予定価格7000万円を超える大規模工事であり、入札の公平と信頼を大きく害した。市職員として勤務しているところからの恩義を感じて役に立ちたいとの思いから犯行に及んだことに酌量の余地はない。その一方、本人が反省していること、副市長の職を解任されていること、退職金を返還していることから一定の社会的責任を果たしており、妻が監督することから執行猶予とする。

(2) 事件の原因分析

個人が不正行為に手を染める際の心理的要因は「機会」「動機」「正当化」から構成され、その3要素（不正の3要素）が単独ではなく相互に作用することで不正行為の発生につながるとされている。

公判内容等に基づき、本事件における3要素を以下のとおり整理し、原因を分析する。



① 「機会」

- ・不正を行うための手段や環境が整っている状態。

本事件の「機会」

- ・元代表取締役は、商工会議所会頭として行政に関わりのある役職に就くことが多く、市役所に入出入りする機会も多かった。
- ・元代表取締役と地域の役職などの人3人を交えて、4人で情報交換の食事会を3か月に1回程度行っていた。
- ・前々副市長の時から、副市長と市内の3つの団体のトップの4人で定期的に食事会を行っており、元副市長の時も続けていた。
- ・元代表取締役とは職員時代から付き合いがあり、年齢が一回り以上上だったことから相手をたてる付き合い方をした。副市長になってからもその接し方が続いた。

②「動機」

- ・不正にいたる内的な誘因

本事件の「動機」

- ・平井小学校は多野産業が建築した建物だったが、平成8年頃に建て替えの発注が出た時に指名を外された。その話を祖父からずっと聞かされていたため、思い入れのある案件でどうしても受注したかった。
- ・元副市長へ「元々うちが建てた物件だからどうしてもとりたいので最低制限価格を教えてください」と聞いた。
- ・元代表取締役は、本案件に思い入れがあり、意地でも受注したいと思っていた。
- ・最低制限価格を教えることは違法なことだと分かっていたが、元代表取締役にはお世話になっており、仕事について色々と協力をしてもらい助かっていたので教えてしまった。
- ・元代表取締役にはイベントや委員会で協力してもらい、自分にも大変だろうと体調を気遣うなど声をかけてくれた。
- ・違法だと認識していたが恩があり教えてしまった。
- ・法令を守って仕事をしているつもりでいたが、浅はかではあるが商工会議所会頭でお世話になっており、力になりたい気持ちが勝ってしまった。

③「正当化」

- ・不正を合理化・正当化する思考。

本事件の「正当化」

- ・元代表取締役は、藤岡総合病院跡地利用検討時や新火葬場建設検討時は元副市長が大変そうで市民、団体との間に入って調整をした。
- ・元代表取締役は藤岡市の経済界を代表する人で色々なところに顔がきく人。行政にも協力的だった。
- ・元副市長が企画課長をしていた時、元代表取締役は藤岡総合病院跡地利用検討委員会の副委員長であり、多くの市民が参加してたが取り纏めをしてもらった。

④アドバイザーの主な意見

- ・新聞報道からも推察するに元副市長は、特別に倫理観が欠けた人物というわけではなかったと思われる。
- ・秘密事項を多く扱う公務員は、それを聞き出そうとする者から働き掛けを受け、また、不注意や気の緩みなどにより、それを漏洩するリスクと背中合わせである。
- ・元副市長だから特別に起きた事件ではない。職員誰でも起きる危険性はある。
- ・不正の3要素では「機会」の観点に注目し、不正を防ぐことができなかつた組織体制に改善の余地がある。
- ・「動機」や「正当化」を直接見ること（可視化）ができるのは、事件が起こって公訴が提起された場合である。よって、チェックすることは困難である。
- ・人間はみな弱いものであることを前提に「仕組」で不正を抑止しなければならない。
- ・不正行為が側にあることが日常ではないかと考えると、コンプライアンスの観念が極めて希薄であったといえる。
- ・元副市長は、設計書の内容について通常業務の中で知り得る立場だった。公開されている最低制限価格の算出方法と組み合わせると自身でも算出は可能であり、契約検査課長は上司からの職務命令で事務処理方法を説明したにすぎない。よって、契約検査課長の判断は市の事務取扱上、問題ないと考える。
- ・契約の相手方となり得る者との定期的な懇親会などは、不正行為の働きかけを断りにくくする関係性を醸成するため注意が必要である。

⑤ 原因分析

元副市長と元代表取締役は長年の関係から不正に結びつく「動機」や「正当化」が多く、利害関係者との関係を冷静に判断できないほど倫理意識※1が希薄になっていたことを確認した。

また、内部統制※2の不備が不正発生の「機会」を生み、「動機」「正当化」と相互に作用した（不正に至る条件が揃った）ものと考えられる。

「機会」の観点から原因を分析し、再発防止には内部通報制度の見直しや、最低制限価格を含む秘密事項に接する人員の削減など、内部統制全般の改善が必要である。

※1 倫理意識とは

公務員の倫理意識とは、市民全体の奉仕者として公正で誠実な行動や法令遵守、社会からの期待に応え信頼を損なわない姿勢。

※2 内部統制とは

組織が業務を適切かつ効率的に運営し、不正行為やミスを未然に防ぐための仕組み。

5. 入札契約制度における課題

(1) 最低制限価格の公表時期について

最低制限価格とは、競争入札に際し適正な契約の履行を確保するために設定する価格であり、不当に安い金額による入札及びそれに伴う公共工事の品質低下を防ぐために最低制限価格を下回った応札者は失格としている。

本市が執行する各種入札において、以下に設定する事項及び公表時期を示す。

藤岡市入札区分

設計金額	契約方法	設定するもの	公表時期
200万円超え	指名競争入札	予定価格 最低制限価格	予定価格：事前 最低制限：事後
1,500万円超えの 特定工種	一般競争入札	予定価格 最低制限価格	予定価格：事前 最低制限：事後
市長が必要と認めたもの	総合評価落札方式	予定価格 失格基準価格 低入札調査基準価格	予定価格：事前 失格基準：事後 低入札調：事後

本市の入札は、予定価格は入札前に公表し、最低制限価格等は入札後に公表とされていることから、常に秘密事項を保有している。

競争入札は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者の内、最低の価格で入札した者を落札者とするため、業者にとって最低制限価格を事前に知ることは落札に最も近づく手段である。

よって、その価格を知るために業者と職員が接触するリスクは常に考慮すべきである。

入札における最低制限価格等は、国の方針により原則事後公表とされている。

これは、事前公表することにより当該近傍価格への入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札者等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる【※事前公表の課題】といったことが主な理由として挙げられている。

秘密事項を知るため職員に接触するという本事件が発生してしまったことを重く受け止め、職員への働きかけのリスクを減らすことが必要と考えられるが、最低制限価格の事前公表は周知期間や運用方法を十分に検討したうえで適切な時期に実施する必要がある。(年度途中の制度改正は混乱を招く可能性がある)

(2) 指名停止期間について

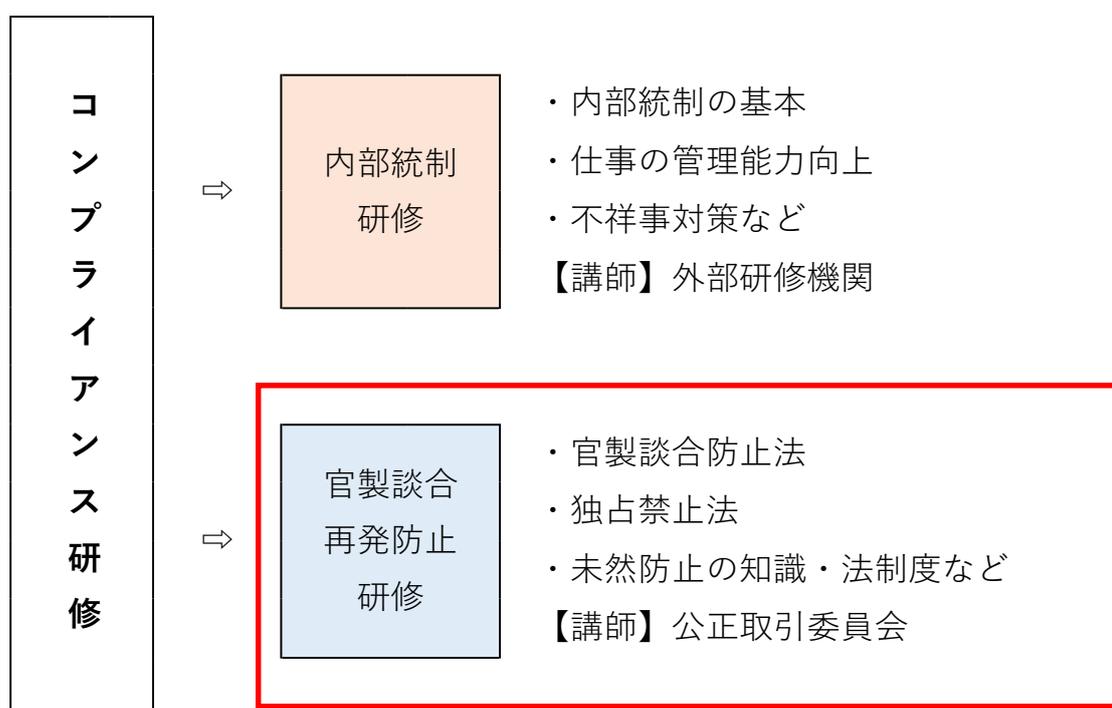
本市では、受注者が工事事務・贈賄及び不正行為等を起こした場合における指名停止等について、藤岡市建設工事請負業者指名停止等の措置要領に基づき措置している。しかし、本要領の措置基準をもってしても本事件が発生してしまったことから、不正行為への抑止力として現行より長期間の指名停止ができるよう見直しが必要だと考えられる。

6. 再発防止策

(1) コンプライアンス研修の充実

中立公正が求められる公務員において、本市は様々な研修を実施しており、その中にはコンプライアンス(内部統制)研修も含まれていたが、官製談合防止法、独占禁止法等に特化した研修は開催されていなかった。

今回の事件を踏まえ、同様のリスクがどの職員にも発生する可能性があることを再認識するため、公正取引委員会に依頼し専門的な観点から定期的な研修を実施する。なお、第1回目の研修は管理職を対象とし早期に開催、以後全職員を対象に継続的に実施する。



強化充実

(2) 官製談合情報の通報先周知徹底

官製談合は内部や外部からの通報によって発覚することが多いため、その通報先を含めた体制を整理しておくことは極めて重要である。

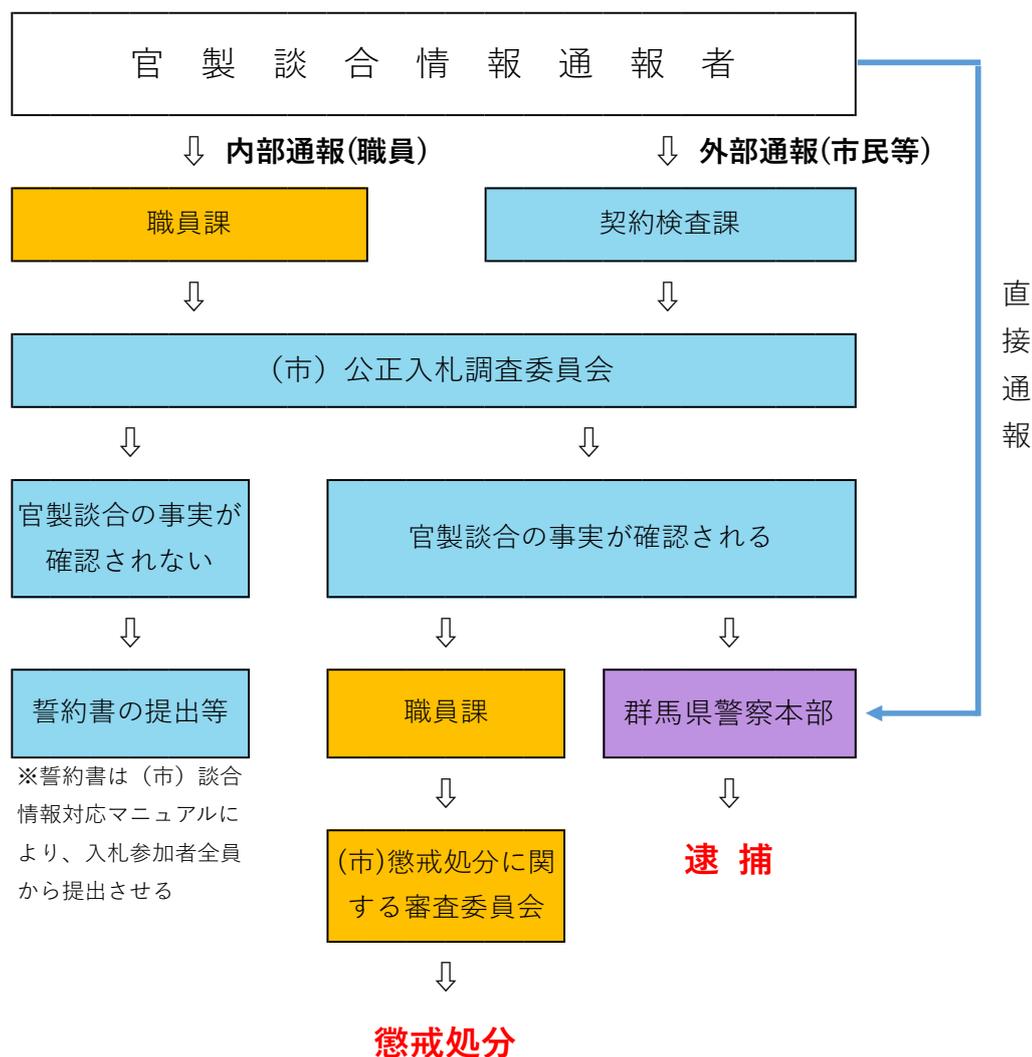
不正行為が現に行われ、また行われようとしている時に、通報者が一人で抱え込むことがないように、公益通報保護法の観点からも誰もが安心して通報・相談できる体制を明確化しておかなければならない。

そこで、内部通報は職員課と明確化し、従来は外部通報を総務課が担当していたが組織体制を改善し、契約検査課とすることで対応の迅速化を図る。

職員からの内部通報体制を明確化し広く周知することは、「不正はできない」という心理的効果を生み、抑止力としても機能するため、以下フローのとおり全職員へ周知徹底を図る。

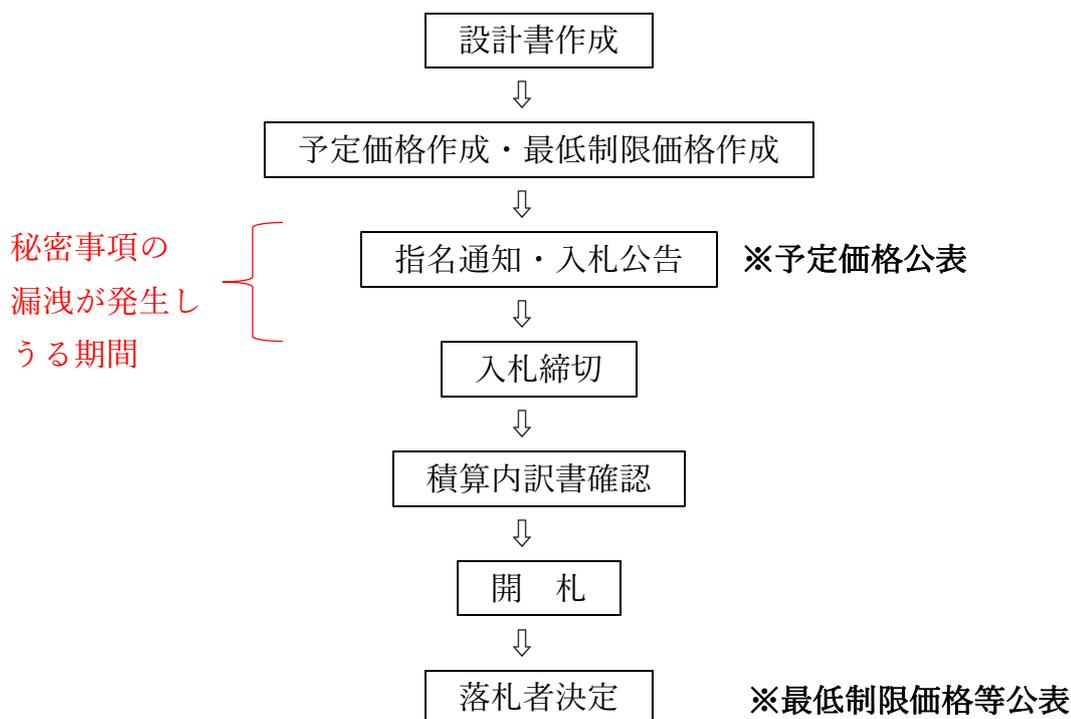
なお、本周知徹底は官製談合再発防止研修と併せて継続的に実施する。

官製談合情報通報フロー



(3) 最低制限価格の事前公表

現行の入札事務は以下フローのとおり。



フローのとおり予定価格は指名通知時に事前公表しているが、最低制限価格は入札後に事後公表としている。

指名通知・入札公告から入札締切までには一定の見積り期間があり、本事件では本期間に秘密事項の漏洩が発生した。

よって、本市においては職員へのリスクを低減させることを優先し、最低制限価格を事前公表とすることを当面の再発防止策とする。ただし、事前公表の課題は長期的な目で注意深く観察し、適宜、制度見直しの検討を行うものとする。

事前公表時期は、制度改正による混乱を招かぬよう周知期間や準備期間を十分設け、令和8年4月1日より行うものとする。

なお、本決定に至るまでの検討事項は以下のとおり。

① 検討内容：最低制限価格の決定にランダム係数の導入

最低制限価格の算出について、本市要領で定められている算出方法に基づいて導き出された数値（基礎数値＝現行の最低制限価格）に、さらに特定範囲の係

数（例えば 1.005～0.995）を乗じ、最終的な最低制限価格を決定する方法である。

（検討結果）

・ランダム係数は入札締切後に決定されるため、最低制限価格そのものは知りようがないが、特定範囲の上限値（本例における 1.005）での入札が増加する恐れがある。逆に国のモデルに基づいて算出された最低制限価格よりもさらに低い下限値（本例における 0.995）が設定されることは望ましくない。

・ランダム係数を乗じる前の基礎数値（現在の最低制限価格）は秘密事項のため、本数値を知ろうとする不正行為の問題は残る。

② 検討内容：真の技術力・経営力による競争を損ねないか

事前公表することにより「建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる」事態が本市においてどのように影響するか。

（検討結果）

・入札時に提出される積算内訳書について不備がないかより精査し、違算等による入札の無効についても厳正に行う（藤岡市競争入札心得）ことで対応する。

・条件付き一般競争入札を併用し、工事内容に応じた技術力・経営力を有したものを参加条件とすることで対応する。

上記のとおり、本市において対応策を講じることにより影響は無いものと考えるが、先に取り上げた課題がどのように影響してくるかは注意深く観察しなければならない。

（４）指名停止措置要領の厳罰化

本事件の指名停止については、現行要領ではその期間を最長 12 か月としているが、本市入札契約事務、公共工事事務に多大な影響を及ぼす案件であったため特例規定を適用し 24 か月とした。しかし、今後同様の事件の発生を防ぐため、指名停止期間を更に延長するよう要領を改正し、再発防止の抑止力として機能させたい。なお、改正箇所の抜粋は以下とおり。

特例規定（本事件の措置）

要領に基づき市長の権限により指名停止期間を長期の 2 倍まで延長することができるもの。本事件は 12 か月の 2 倍（**最長 24 か月**）とした。



改正後の措置

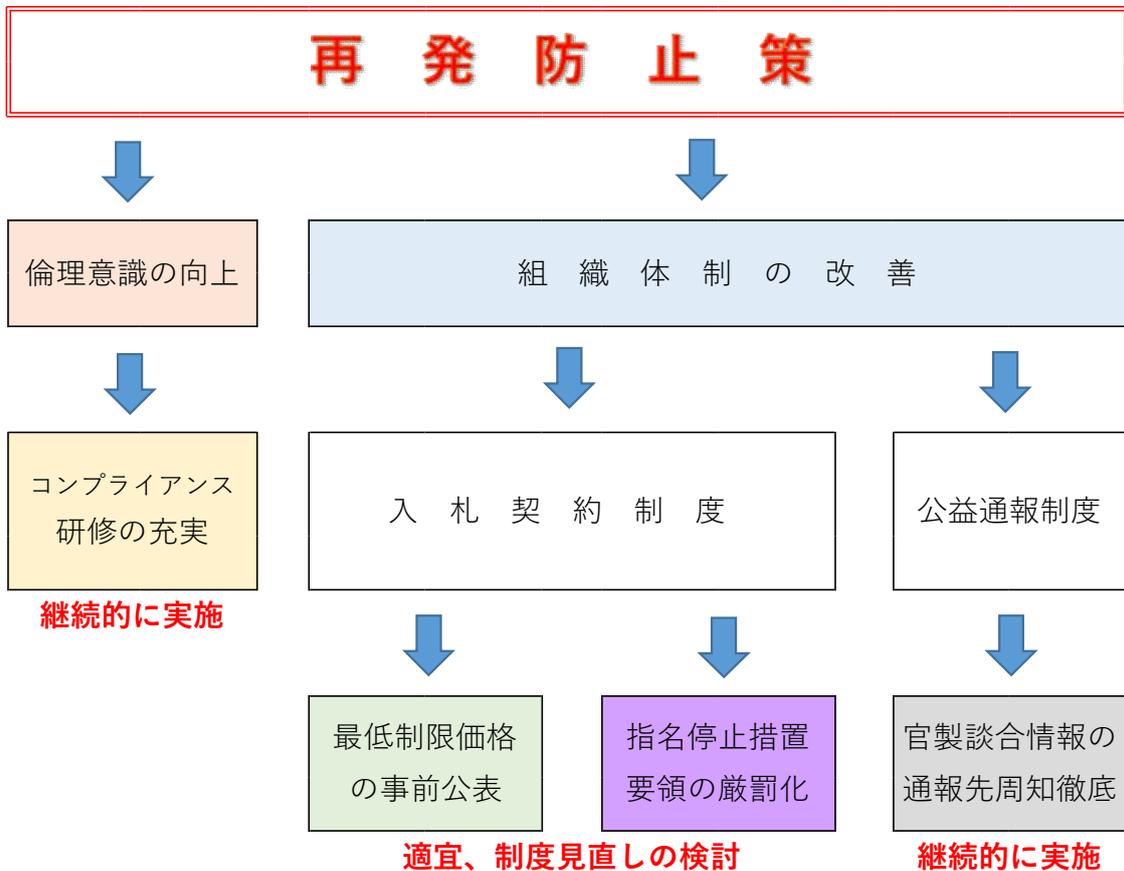
最長 36 か月

藤岡市建設工事等請負業者指名停止等の措置要領 別表第2（第2条関係）の改正抜粋

措置要領	公契連モデルをもとにした改正案	現行藤岡市	改正藤岡市	国(公契連)モデル
別表2	別表2			
(独占禁止法違反行為)	(独占禁止法違反行為)			
(7) 本市発注の建設工事の請負等に係る契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	(7) 本市発注の建設工事の請負等に係る契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第11号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内	9～36か月	3～12か月
(9) 本市発注の建設工事の請負等に係る契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	(9) 本市発注の建設工事の請負等に係る契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第11号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から4か月以上12か月以内	12～36か月	4～12か月

(5) 再発防止策のまとめ

本委員会において提案する再発防止策を以下のとおりまとめる。



7. 委員会意見

本委員会は、元副市長による官製談合防止法違反事件を受け、再発防止策について検討を行い、以下のとおり意見を取りまとめた。

1. 事件の分析

本事件の原因については、不正の三要素（機会・動機・正当化）の観点から分析した。その結果、元副市長が元代表取締役と深い関係性を持ち、これらの要素が相互に作用したことで秘密事項の漏洩が生じ、公正な入札が妨げられたことを確認した。

また、組織体制の在り方によっては、こうした不正の発生リスクを低減できた可能性があると考えられる。このため、本委員会では組織体制の改善による再発防止策として入札契約制度・公益通報制度について検討を行った。

2. 組織体制の改善による再発防止策

入札契約制度については、本事件のきっかけとなった最低制限価格の取扱いを中心に検討を行った。

最低制限価格は秘密事項として扱われているが、これを事前に公表することで情報漏洩リスクは実質的に排除できる。一方で、価格競争の形骸化や、真の技術力・経営力による競争が損なわれるおそれもある。

特に、市内建設業は地域社会を支える重要な基幹産業であり、インフラ整備や災害復旧などにおいて不可欠な存在である。このため、最低制限価格の事前公表にあたっては、こうした弊害が生じないように、慎重に状況を観察し、必要に応じて制度の見直しを検討していくことが重要である。

また、秘密事項を多く扱う公務員にとって、単にリスクを排除するだけでは本質的な対策にはならない。したがって、以下のような抑止策を併せて講じることが有効である。

- ・官製談合に関与した業者への指名停止措置の厳格化
- ・官製談合情報の通報先周知徹底
- ・内部公益通報制度の適正運用による内部監視体制の強化

特に、職員からの内部公益通報は慎重な取扱いが求められる一方、組織内部を健全に保つうえで極めて有効な手段である。

3. 倫理意識の向上による再発防止策

制度やルールの整備と並行して、職員一人ひとりの倫理意識の向上が不可欠である。

すべての職員は、公務員として常に何らかの秘密事項を扱い、情報漏洩等の不正行為と隣り合わせの立場にある。そのため、法令遵守はもとより、社会規範・ルール・マナーを含めた高い倫理意識が求められる。

この倫理意識を定着させるためには、継続的な研修が最も有効である。現行の内部統制研修に加え、官製談合防止法などの関連法制度に特化した研修を定期的に実施し、職員の理解を深める必要がある。

事件を風化させることなく、長期的に高い倫理意識を保持することこそが、最も効果的な再発防止策である。

4. 結び

本報告書を通じ、全職員が改めて公務員としての綱紀を正し、中立・公正な職務執行に努めることにより、再発防止に全力で取り組み、市民の皆さまからの信頼回復を果たさなければならない。